

第 15 話 聖徳太子の摂政

太子は最も仏教の興隆を図られたが、政治の上にもさまざまな改革をされて、わが国の進歩の上に非常な功績を残された。そのお定めになった憲法十七條は後の世の政教の基本となった。

女帝の始まりと聖徳太子の摂政

崇峻天皇がお崩れになると、御妹が立たれて御位にお即きになった。第33代推古天皇と申し上げます。わが国最初の女帝です。ご即位後間もなく、甥の聖徳太子を皇太子にお立てになり、摂政に任ぜられて、すべての政治をお委せになった。摂政というのは、天皇に代わって政治をなされる事で、応神天皇の御代に、初め天皇がご幼年でしたので、御母の神功皇后が代わって政治をなされたのがわが国の摂政の始めでした。

聖徳太子の賢明

聖徳太子は第31代用明天皇の皇子です。御母が御所の中を御散歩になっていて、厩の前まで行かれた時に安々とご誕生になったというので、御名を厩戸皇子と申した。わが国の進歩の為に非常なご功績のあったお方です。ご幼少の時から既によほどご賢明であったと見えて、さまざまな不思議な事まで伝えられています。

即ち、或る書物には、生まれて直ぐに口をお利きになったと書いてあるし、又、或る書物には太子が三歳の時に、ご両親と共にお庭の桃の花をご覧になっておられたが、其の時、父君が、



聖徳太子とふたりの王子

「この桃の花の紅と、松の緑とどちらが好きか？」とお尋ねになると、太子は、「桃の花は美しくても一時の栄えであります、松の緑は四季共に変わりがありませんので、私は松の緑を愛します」とお答えになってご両親を驚かされたと書いてあります。

又、太子が六歳の時に、他の皇子方とお庭で遊んでいられたが、何かのことから皆の間で争いを始めて、ひどく騒がしかったので、父君が懲らしめの為にとてもおぼしめしてか、鞭を持って縁先に出ておい

第15話 聖徳太子の摂政

でになると、他の皇子方はあわてて逃げられたが、太子だけは逃げも隠れもせずに、父君の前に出て頭を下げられた。父君は不思議におぼしめして、「お前はなぜ逃げないのか？」とお尋ねになると、「この場は逃げましても、天へは昇れませんし、地に穴を掘ってもいつまでも隠れてはいられませんから、ここで鞭を受ける覚悟でございます」と答えられたので、父君は却ってその正直な心をお褒めになったという事です。

大きくなられて後は、三韓から来ていた学者や坊さんに就いて中国の学問や仏教を学ばれたので、ますます御賢明になり、一時に十人の訴えを聞かれて、それぞれにお裁きをなされたとも伝えられています。今日からみると、誠に不思議な事ですが、こういう言い伝えもみんな、いかに太子がご賢明であったかという証拠と見ればよいのであります。

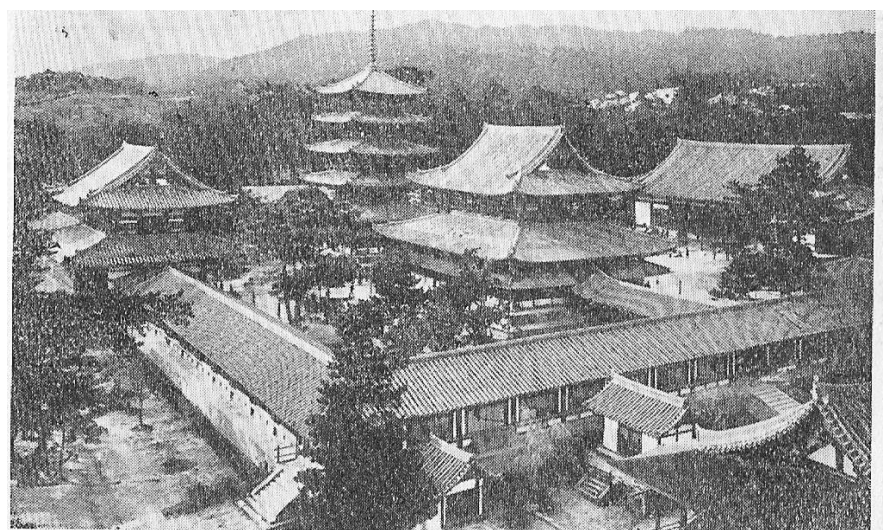
四天王寺の創建

太子は守屋征伐の時に仏に祈られた誓いを守って、戦いが終わると直ぐに難波の玉造（今の大阪城の近く）に四天王寺を建てられたが、推古天皇の摂政となられて後、更にそれを難波の荒陵の東に移された。これが今も大阪の茶臼山の東に在る四天王寺の始まりです。建物はその後たびたび火災に罹って、今のは200年ばかり前の文化9年に出来たものですが、場所と寺の名とは昔のままです。

この四天王寺は、元は敬田院を中心として、非田院、療病院、施薬院の四つから成り立っていました。敬田院というのは礼拝や儀式や学問をするところで、即ち今の普通の寺なのですが、悲田院は世の中の不幸な人、例えば親のない子供とか、年取ってから頼りとする者のない老人とかを養うところで、即ち今の養育院や孤児院に当たります。療病院は貧しい人々の病気を治す病院で、施薬院は薬をこしらえて、それを分けてあげるところです。即ち四天王寺は、寺であると同時に、今の所謂社会事業をも行うところでした。

法隆寺の建立

太子はまた、四天王寺を移されたと同じ年に、大和に法隆寺を建て始められた。これは御父用明天皇がご病気の時に、その平癒を仏に祈って薬師の像とそのお堂とをつくることを誓われたが、間もなくお崩れになってしまったので、御孝心の深い太子が父天皇に代わってこの寺を建て、



奈良 法隆寺（中央が金堂、五重の塔 左にみえるのが中門）

薬師の像を鑄させたのであります。出来上がったのは15年の後でした。

その後、第38代天智天皇の御代に一度焼けて、第43代元明天皇の御代に再建したが、金堂と五重の塔と中門とは今も最初に建てた時のままだが残っています（訳注：金堂の壁画は其の後に焼けました）。

第 15 話 聖徳太子の摂政

実に 1400 年以上の前のもので、わが国の 最 も古い建物であるばかりでなく、世界でも木造では最も古い建物であるとして重んぜられています。 のみならず、その建築が非常にすぐれているのでも人をして驚嘆せしめている。 今の奈良市の西南凡そ 16km ほどのところにあります。

斯ういう風に、太子は寺をお建てになると共に、御自分で経 文の講義をなされたりして仏教を広めることに力を注がれたので、推古天皇の御代からは 急に信者が殖えて、寺もますます多く造られた。

殊に蘇我馬子が建てた飛鳥の法興寺というのは、九年間を費やして出来上がったというのです。余程大きなものであったでしょう。 この寺は第 44 代元正天皇の御代に今の奈良に移して、寺の名も元興寺と改めたが、その後 度々 地震や火事に遭ったために、今は小さな仮堂と 礎 とが残っているばかりです。

工芸、美術の進歩

仏教が盛んになって、しきりに寺が建てられるにつれて、建築、彫刻、絵画、鑄金などの技術は著しく進歩して来た。 これらの事には主として朝鮮から渡って来た坊さんや帰化人の子孫が力を尽くしたのですが、今まで低い粗末な茅葺の家に住んでいたわが国民が、俄かに大きくて高い立派な寺の建物を仰いで、それに依っても仏教を尊く思ったであろうことが想像されます。

更に瓦葺の屋根の格好や、深い軒の反り工合や、建物の内部の壁だの戸だのに書かれた絵画や、柱や欄間の彫刻などを見ては、その美しさに一層驚いて目を見張ったことでしょう。 日本の美術や工芸はこの時から大いに進歩発達しましたが、それもこれも聖徳太子が仏教を盛んにされたおかげで、今も法隆寺にはその当時の美術品や工芸品のすぐれたものが多く残っています。

冠位の制定

しかし、太子は決して仏教や寺の事ばかりにご熱心であったものではありません。 更に政治の上でも非常に大きな仕事をなされています。 その第一は、始めて冠位を定めて、それに依って身分の上下を別たれたことです。

その冠位は大徳、小徳、大仁、小仁、大礼、小礼、大信、小信、大義、小義、大知、小知の十二階で、これらの冠はそれぞれ色で区別することになっていた。 即ち、徳は紫、仁は青、礼は赤、信は黄、義は白、知は黒を用いました。 この冠位を定めたことが、なぜ政治に関係があるかといいますと、それには 先づ 氏族の制度のことを簡単にでも知っておく必要があります。

氏姓制度

一体、わが国民の間には、昔から血統を重んじる風があり、同じ祖先から出た者、即ち同族はそれぞれ一つの団体をなしていた。 これが即ち氏であり、一つの氏の中には数多の氏人があり、また部曲という人々の団体がそれに属していた。 氏には何れも氏上がいて、その氏に属する土地や人々を支配し、朝廷の命令をその氏の者に取り次ぐことを掌っていました。

氏にはまた定まった職業があり、氏人や部曲の者が代々それを承継ぐことになっていた。 例え

第15話 聖徳太子の摂政

ば軍事には大伴氏、物部氏が当たり、祭祀は中臣氏、齋部氏が 掌 り、弓矢の製作には弓削氏、矢作氏が
従事するというふうに、氏の数は非常に多く、その 職 業 は幾代経っても変わりませんでした。 そして
氏 上はその氏人と部曲とを率いて、代々その家の 職 業 を務めて朝廷に仕え、朝廷はこれに 姓 を賜う
て、氏々の尊卑を別けました。 これを氏姓制度といいます。

姓には臣、連、直、首、造などの区別があり、臣、連の中で特に選ばれて政治に与るもの
を大臣、大連といいました。 これらの 姓 は先祖が一度これを 賜 ると永く子孫に伝えることになって
いましたから、即ち身分の上下は生まれながらにして定まっていた、いかに才能のすぐれた者でも低い
姓 に生まれた者は高い位 にのぼることは出来ませんでした。

氏姓制度の弊害

この制度は、一つの業に精通して熟練するのには都合が良いので、何事も単 純であった昔はそれ
でうまく行ったが、だんだん世の中が進んで、社会の組織が複雑になると、いろいろ都合の悪い事が出来
てきた。 殊に大連の物部氏が滅びて、大臣の蘇我氏が独り 権 力を振るようになってからは、いよいよ
よその弊が明らかに見えて来ました。

そこで太子は、姓の外に冠位を定めて、すぐれた才能のある者には、姓の如何に拘らず高い位を與
えて、その技量を十分に伸ばすことが出来るようになされたのです。

けれども、時代がまだ早すぎたためであったのか、太子のこの目的は、この時にはいくらかも達せられ
ませんでした。その御精神は滅びずに伝わり、それから40年後、第36代孝徳天皇の御代に、大化の
新政となって現れました。 この事は後に詳しく述べます。

憲法十七条

冠位の制定について、太子は彼の名高い憲法17条を作って世に示された。 専ら道徳を基とし
て、役人の心得と国民全体の心得とを説かれたもので、名は同じでも、今日のわが国の政治の根本となっ
ている憲法とはその性質が全く違っています。 しかし、憲法17条は国家の政治を善くして、人々を幸福
にしようという太子のおぼしめしから出たものであることは明らかであります。 今その要領を簡条に
よ 依って記してみると、次の通りです。

1. 和睦を尊んで（和を以って貴しとなし）、互いに争わないようにせよ。
2. 篤く仏法を敬え。
3. 詔は謹んで承けよ。
4. 役人は礼を正しくせよ。民を治める本は礼である。
5. 私欲を棄てて、正しく訴えを裁け。利のために正否を曲げてはならぬ。
6. 人の善をみては隠すことなく、悪をみては必ず正すようにせよ。
7. 人は銘々の務めをよく守るようにせよ。
8. 役人は朝早く出て、遅く退け。

第15話 聖徳太子の摂政

9. 信^{まこと}は義^ぎの本^{もと}である。何事^{なにごと}にも信^{まこと}であれ。

10. 人^{ひと}には各々^{おのおの}の心^{こころ}がある。他人^{たにん}が自分^{おな}と同じ^{おな}にしないからとて、怒^{いか}ってはならぬ。

11. 賞^{しょう}罰^{ばつ}は明^{あき}らかにせよ。

12. 国^{こく}に二君^{にくん}なく、民^{たみ}に両^{りょう}主^{しゅ}はない。

日本全国^{にっぽんぜんこく}の民^{たみ}は皆^{みな}、天皇^{てんかう}の民^{たみ}である。地方^{ちほう}の役人^{やくにん}に任^{にん}ぜられて朝^{ちやう}廷^{てい}から禄^{ろく}を賜^{たま}っている者が、朝^{ちやう}廷^{てい}に奉^{たてまつ}る税^{ぜい}の外^{ぐわい}に、私^{わたくし}に民^{たみ}から税^{ぜい}を取るようなことがあつてはならぬ。

13. 役人^{やくにん}は自分^{みづか}の掌^{さか}る事^{こと}に就^ついては常^{つね}に責任^{せきにん}を持^もて。

14. 役人^{やくにん}は互^{たが}いに嫉^{ねた}み妬^{そね}まないようにせよ。

15. 私^し事^じを忘^{わす}れて公^{こう}事^じに就^つくのが臣^{しん}の道^{みち}である。

16. 民^{たみ}を使う^{つか}によく時^じ季^きを選^{えら}べ。農^{のう}事^じや養^{よう}蚕^{さん}の忙^{いそ}しい時^{とき}などには使^{つか}うな。

17. 大^{だい}事^じは独^{ひと}りで決^きめるな。必^{かなら}ず多^{そう}く^{だん}の者^{もの}と相^{さう}談^{だん}せよ。

こ^こう^うい^いう^う十^{じゅう}七^{しち}条^{じょう}で、大^{だい}体^{たい}に於^おいては、前^{ぜん}にも述^もべた^いよ^うに、道^{どう}徳^{とく}を基^{もと}とした教^{きやう}訓^{くん}に過^すぎ^{はじ}ないが、始^{はじ}めて文^{ぶん}章^{しょう}とな^なったわが国^{こく}の法^{ほう}典^{てん}ですの^{ので}、い^いろ^ろい^ろの意^い味^みでそ^のの^のの^の後^ごの政^{せい}治^ちの^の上^{じやう}に影^{えい}響^{きやう}を^を与^よて^てい^いま^す。

ま^また、第^{だい}12^じ条^{じょう}と第^{だい}17^じ条^{じょう}とに、日^{にっ}本^{ぽん}国^{こく}民^{たみ}は皆^{みな}、天^{てん}皇^{かう}の民^{たみ}である^{こと}を改^{あらた}め^て言^いわ^れた^り、大^{だい}事^じを決^{けつ}す^るに^は必^{かなら}ず多^{そう}く^{だん}の者^{もの}と相^{さう}談^{だん}せよ^と言^いわ^れた^りし^てい^ると^ころ^は、わ^が国^{こく}体^{たい}の精^{せい}華^かで^あり^ます君^{くん}臣^{しん}の関^{かん}係^{けい}と、わ^が皇^{かう}室^{しつ}の大^{だい}昔^{しやく}か^らの^のご方^{ほう}針^{しん}とを明^{あき}ら^かに^して、臣^{しん}下^かで^あり^ます^がら漫^{まん}りに独^{ひと}りで権^{けん}力^{りき}を振^ふる^てい^る蘇^そ我^が氏^しな^どを、そ^れと^なく戒^{いまし}め^られた^とも見^みられ^ます。

(第15話 聖徳太子の摂政 終^{しゅう}わ^り。 次^{つぎ}は前^{ぜん}頁^{えき}に^かえ^り、 第16話 中^{ちゅう}国^{ごく}と^の交^{こう}流^{りゅう} へ)